

事 務 連 絡
平成25年12月20日

都道府県労働局総務部企画室長 殿

厚生労働省大臣官房地方課
労働紛争処理業務室長

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の連携について

個別労働関係紛争の解決のための制度は、労働局をはじめ司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。この際、実効性のある連携を行うことによって、①各機関・団体間の取り次ぎが適切に行われる等により各制度の機能が相互に補完されるようにすること、②各制度について積極的に周知が図られ、利用者が各制度の特徴を理解した上で適切な選択ができるようにすることが特に重要である。

こうした中で、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定、別添1参照）において、「個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進する」ことが閣議決定されたところである。

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関間の連携については、平成21年3月31日付け事務連絡「労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催に当たっての留意事項について」（別添2参照）に基づき、労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会を開催する等していただいているところであるが、閣議決定も踏まえ、下記の取り組みを地域の実情に応じて強化する等更なる連携に努めていただきたい。

記

- 1 都道府県の労政主管事務所（一部の都道府県では、相談のみならず、あっせんを行っているところもある。）等の相談のみを行う機関を利用した者が、

紛争解決の援助を求める場合においては、円滑に労働局に取り次がれることが望まれる。また、労働局において助言・指導、あっせん等の紛争解決制度を利用するも解決に至らなかった者が、引き続き紛争解決を求める場合においては、労働審判を行う裁判所等に円滑に取り次がれることが必要である。

こうした取り次ぎが円滑に行われるためには、主な関係機関の窓口担当者が、各制度の概要や特徴について理解していることが不可欠であることから、これらの者を対象とした合同研修会の開催や各制度の概要や特徴を的確に教示するための相談窓口一覧表等の作成を積極的に行うこと。また、弁護士会等の協力が得られる場合等は、合同相談会の開催を積極的に検討すること。

2 利用者が適切な機関を選択するためには、個別労働紛争解決システム全体について認識を深めてもらうことが重要であることから、関係機関と連携して、利用者を対象としたセミナー等のイベントの開催や広報資料の作成等を積極的に行うこと。

3 協議会の開催に当たっては、上記の事項等について、関係機関からの要望を汲み上げ、その要望を踏まえつつ、地域の利用者のニーズに合った連携を実現するための具体的な取組みについて議論を行うこと。

なお、合同研修会等を実施した場合には、実施後にその成果の検証等を行い、今後の連携に向けた課題等を考察すること。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（抜粋）

平成 25 年 12 月 20 日
閣 議 決 定

1 基本的考え方

個性を活かし自立した地方をつくるためには、地方分権改革を推進することが重要である。

政府はこれまで、第 1 次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告のうち、国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に着実に取り組んできた。

引き続き地方分権改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針について」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）及び「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針について」（平成 25 年 9 月 13 日地方分権改革推進本部決定）を踏まえ、残された課題となっている国から地方公共団体への事務・権限の移譲等について、「2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

加えて、第 30 次地方制度調査会答申（平成 25 年 6 月 25 日）で示された都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、「3 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等に関する見直し」のとおり推進する。

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

（44）個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律（平 13 法 112）

個別労働関係紛争の迅速かつ適正な解決のため、国と都道府県等との合同相談会や合同研修会を開催する等の労働相談・紛争解決関係機関間の連携を促進する。

3年保存

事務連絡

平成21年3月31日

都道府県労働局総務部長 殿

厚生労働省大臣官房地方課

労働紛争処理業務室長

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催に当たっての
留意事項について

標記については、同日付け厚生労働省発地第0331005号「「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催について」の一部改正について」により指示されたところであるが、開催に当たっては下記に留意されるようお願いする。

なお、平成13年9月19日事務連絡「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催に当たっての留意事項について」は、本事務連絡をもって廃止する。

記

1 開催時期

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会（以下「協議会」という。）の開催は、原則年1回又は2回とされているところ、2回開催する場合においては、当該年度において協議会構成員と十分な連携を図る意味からも、第1回目の開催を第1四半期のできるだけ早い時期に開催することを目途とする。また、第2回目の開催を当該年度における協議会及び各構成員の活動状況の報告や次年度における連携した取組みの検討等を行う意味からも、第3四半期から第4四半期における適切な時期に開催することを目途とする。

2 参加を求める機関・団体

(1) 都道府県労政主管部局及び都道府県労働委員会事務局

都道府県労政主管部局に対しては、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成20年4月3日国民生活審議会）のほか、「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）別紙において、国と都道府県等の連携強化を図るとされていることを踏まえつつ、新たな協議会の趣旨を十分説明して、引き続き協議会の構成員として協力を求める。

また、都道府県労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。）に対しても、引き続き協力を求める。

（2）地方裁判所、簡易裁判所、日本司法支援センター（法テラス）

裁判所に対しては、平成18年4月から労働審判制度の運用が開始されていること等を踏まえつつ、新たな協議会の趣旨を十分説明して、地方裁判所や簡易裁判所の担当者の参加を依頼するが、各地域の実情により参加がどうしても困難な場合には、統計資料等の提供を求めるなど、適宜対応されたい。

また、日本司法支援センター（法テラス）についても同様とする。

（3）弁護士会、社労士会、日本産業カウンセラー協会

弁護士会、社労士会、日本産業カウンセラー協会については、労働相談や裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）に基づく認証を受けて、個別労働紛争に関するあっせん等を実施している各団体の支部等があることを踏まえつつ、新たな協議会の趣旨を十分説明して、担当者の参加を依頼するが、各地域の実情により参加がどうしても困難な場合には、統計資料等の提供を求めるなど、適宜対応されたい。

なお、今後、新たに同法に基づく認証を受けて、個別労働紛争に関するあっせん等を行う機関・団体についても同様とする。

（4）その他の機関・団体

当該都道府県において、労働相談、あっせん等を行っている機関・団体については、各地域の実情に応じて参加を求めるものとする。

3 出席者

都道府県労働局の出席者について、総務部においては総務部長及び企画室長とする。また、局内関係部室には少なくとも1名の出席を依頼する（各局の実情に応じた出席者として差し支えない。）こととするが、出席がどうしても困難な場合には、労働関係法

令の改正の資料等の提供を求めるなど、適宜対応されたい。

その他、各機関・団体の出席者は、おおむね課長クラスとする。

4 開催状況報告

本省において、各局における協議会構成員の状況、議題、配付資料等を把握する必要があることから、当面の間、協議会開催後速やかに別紙様式を記入し、当室（労働紛争係）あて報告すること。

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催状況報告

_____労働局

1 開催日時

2 開催場所

3 構成員、出席者職氏名

4 議題

5 議事概要

6 配付資料（別添のとおり）

※ 報告の際は、関係機関との連携状況を示す資料（例えば、機関相互の連携による解決事例、合同研修会の実施概要、共同による労働相談会の実施概要）等、他局の参考となるものに限って送付することでも差し支えない。

5年保存

厚生労働省発地第 0331005 号

平成 21 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房長

(公 印 省 略)

「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催について」の一部改正について

個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会の開催については、平成13年9月19日付け厚生労働省発地第133号により指示しているところであるが、最近における個別労働紛争事案の増加や内容の深刻化、複雑化、多様化等にかんがみ、かつ、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成20年4月3日国民生活審議会）及び「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）別紙も踏まえ、労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化するため、別添1のとおり個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱を改正することとしたので、関係機関・団体にその趣旨を十分説明し、協力を得られるよう万全を期されたい。

なお、都道府県知事に対しては、別添2により協力を依頼したところであるので申し添える。

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱

1 目的

個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体として見た場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。

このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行うことにより、都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。

2 構成員

(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。

- ・ 都道府県労働局
- ・ 都道府県労政主管部局
- ・ 都道府県労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。）

(2) 裁判手続や労働審判手続、調停手続等の情報提供を得るため、地方裁判所、簡易裁判所や日本司法支援センター(法テラス)の担当者の出席を求めることができるものとする。

(3) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年 12 月 1 日法律第 151 号）に基づく認証を受けて労働紛争解決制度を運営する機関・団体等の情報を得るため、弁護士会（紛争解決センター）、社労士会（労働紛争解決センター）、日本産業カウンセラー協会（ADRセンター）等の担当者の出席を求めることができるものとする。

(4) このほか、当該都道府県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求めることができるものとする。

3 会議

(1) 協議会は、原則年 1 回又は 2 回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。

- (2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。
- ・ 各機関・団体に運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況
 - ・ 各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例
 - ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方
- (3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。
- ・ 構成員が所属する機関・団体間で連携を図るための必要な資料等の作成
 - ・ 構成員が所属する機関・団体間の窓口担当者等のための合同研修会の実施
 - ・ 構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施
 - ・ その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント等
- (4) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。

別添 2

厚生労働省発地第 0331006 号

平成 21 年 3 月 31 日

都道府県知事 殿

厚生労働省大臣官房長

個別労働紛争の解決に係る機関相互の連携強化について

個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律の施行に係る連携協力については、平成 13 年 9 月 19 日付け厚生労働省発地第 133 号により貴職あて通知したところであるが、最近における個別労働紛争事案の増加や内容の深刻化、複雑化、多様化、にかんがみ、かつ、「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて（意見）」（平成 20 年 4 月 3 日国民生活審議会）及び「出先機関改革に係る工程表」（平成 21 年 3 月 24 日地方分権改革推進本部決定）別紙も踏まえ、労働相談や個別労働紛争のあっせん等を行う機関・団体との相互連携を一層強化することが必要と考えており、現在貴都道府県に御参加いただいている「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」について別添のとおり開催要綱を改正することとしたので、引き続き同協議会への参加について御理解と御協力をよろしく願います。

(参考) 労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱 新旧対照表

新	旧
<p><u>労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱</u></p> <p>1 目的</p> <p>個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携することが重要である。</p> <p>このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換・情報共有やそれぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行うことにより、<u>都道府県等地方公共団体の取組みの促進や各機関・団体との連携強化を図り</u>、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。</p> <p>2 構成員</p> <p>(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 都道府県労政主管部局 ・ <u>都道府県労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。）</u> <p>(2) <u>裁判手続や労働審判手続、調停手続等の情報提供を得るため、地方裁判所、簡易裁判所や日本司法支援センター（法テラス）の担当者の出席を求められることができるものとする。</u></p> <p>(3) <u>裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年12月1日法律第151号）に基づく認証を受けて労働紛争解決制度を運営する機関・団体等の情報を得るため、弁護士会（紛争解決センター）、社労士会（労働紛争解決センター）、日本産業カウンセラー協会（ADRセンター）等の担当者の出席を求められることができるものとする。</u></p> <p>(4) このほか、当該都道府県において労働相談、個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求められることができるものとする。</p> <p>3 会議</p> <p>(1) 協議会は、原則年1回又は2回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。</p> <p>(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況 ・ 各機関・団体が連携して行った取次ぎ事例、解決事例 ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方 <p>(3) 協議会においては、以下の事項を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>構成員が所属する機関・団体の間で連携を図るための必要な資料等の作成</u> ・ <u>構成員が所属する機関・団体の間の窓口担当者等のための合同研修会の実施</u> ・ <u>構成員が所属する機関・団体が共同で行う労働相談会の実施</u> ・ <u>その他構成員が所属する機関・団体の相互連携の強化に資するイベント等</u> <p>(4) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。</p>	<p><u>個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会開催要綱</u></p> <p>1 目的</p> <p>個別労働関係紛争の解決のための制度は、司法機関、行政機関、民間団体等において、それぞれ運用されているところであるが、個別労働紛争解決システムを全体としてみた場合に、紛争当事者がより利用しやすいようにするとともに、各制度が紛争の解決のためにより有効に機能するようにするためには、これらの各制度を運用している機関・団体が相互に連携を図ることが重要である。</p> <p>このため、これら機関・団体を構成員とする連絡会議を開催し、それぞれの制度の運用状況等についての情報交換を行うとともに、それぞれの機関・団体間における円滑な連携のための方策等についての話し合いを行い、もって、個別労働関係紛争の解決の促進に資することとする。</p> <p>2 構成員</p> <p>(1) 協議会の構成員は、以下の機関・団体の担当職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県労働局 ・ 都道府県労政主管部局 ・ <u>地方労働委員会事務局（個別労働紛争解決制度を運用している場合に限る。）</u> <p>(2) 裁判手続や調停手続の情報提供を得るため、地方裁判所の担当者の出席を求められることができるものとする。</p> <p>(3) このほか、当該都道府県において個別労働関係紛争のあっせん等を行っている機関・団体（弁護士会等）がある場合には当該機関・団体の担当者の参加を求められることができるものとする。</p> <p>3 会議</p> <p>(1) 協議会は、原則年1回の定例会議のほか、構成員の要望により随時臨時会議を開催する。</p> <p>(2) 協議会においては、以下の事項を中心に、情報交換・意見交換を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各機関・団体で運用している労働相談、個別労働紛争解決制度等の運用状況 ・ 紛争当事者に対して他機関・団体を紹介する場合における連携の方法等各機関・団体間の連携の在り方 <p>(3) 協議会の庶務は、都道府県労働局において行う。</p>

消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて(意見)

「生活安心プロジェクト(行政のあり方の総点検)」

(平成20年4月3日国民生活審議会) 抜粋

第3章 消費者・生活者の安全・安心確保に向けた実効性ある個別施策の展開

3. 働く人を大切にする社会づくりの推進

(2) 情報提供・相談体制の充実

働く人にとって施策や相談窓口の情報が、分かりやすく、利用しやすい形で提供されていないことや、各地域において、ワンストップで相談できる体制が十分に整備されていないことといった課題がある。

このため、厚生労働省において、全国レベルで、国の行政機関におけるデザイン、規格及び設置位置の統一の検討等を踏まえ、ポータルサイトの新設により必要な情報を簡単に検索できるような仕組みを整備するとともに、地域レベルにおいても、都道府県の段階において、ワンストップサービス窓口である統括情報窓口の整備及び専門相談窓口のネットワーク化による相談体制の整備を図る必要がある。

また、相談、紛争処理、訓練そのほかの支援についてノウハウの蓄積・活用を図り支援・相談体制の充実に資するため、厚生労働省において、これを有する機関や団体を中心に、国や地方公共団体の行政機関・関係団体、民間企業等が協力して、ノウハウの効率的な集積及び活用ができるような取組を進める必要がある。

出先機関改革に係る工程表（抜粋）

〔平成 21 年 3 月 24 日
地方分権改革推進本部決定案〕

国の地方支分部局（以下「出先機関」という。）について、国と地方の役割分担の観点から事務・権限を見直すとともに、地方再生と地域振興を進め、出先機関を国民の目の届くものにし、国と地方を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、組織の在り方を見直す。

このため、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）に基づき、地方分権改革推進委員会の第 2 次勧告（平成 20 年 12 月 8 日）を踏まえ、政府の他の改革と整合を図りつつ、8 府省 15 系統の機関を中心に、出先機関の改革を進めることとし、今後おおむね 3 年間の主な工程を示す計画を下記のとおり定める。

記

1 事務・権限の見直し

（1）出先機関の事務・権限の見直し

ア 出先機関の事務・権限について、別紙のとおり見直す。

イ 別紙に掲げる事項について、法令改正を含めさらに具体的な検討や所要の調整を進め、その結果を「改革大綱」（地方分権改革推進法（平成 18 年法律第 111 号）第 8 条に基づき策定する地方分権改革推進計画のうち、出先機関の改革に関するものをいう。以下同じ。）に盛り込む。

(別 紙)

(抜 粋)

厚生労働省 都道府県労働局		
本局等の 内部組織	関係する下部機関	見直しの内容
総務部等	—	都道府県の相談対応や紛争解決の取組みを促進するため、国と都道府県等の労働相談・紛争解決関係機関の連携強化を図る。
	事務・権限	
	個別労働関係紛争の解決の促進に関すること（相談、助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんの事務）	